

授業料免除に関するQ & A

問い合わせが多いものを抜粋しておりますので、参考にしてください。

Q 1 授業料免除の書類提出期限に間に合わない。

A 1 授業料免除の申請期間については、申請予定者が書類を取り揃えて提出するまでの時間を十分考慮して設定しています。また、期限を守って書類を提出している他の申請者との公平性も踏まえて、特定の方にだけ期限を越えて申請を認めることはできません。必ず書類提出期限までに申請してください。

Q 2 源泉徴収票を用意したが、所得証明書も必要か。また、所得証明書はどこで取り寄せることができるか。

A 2 給与所得者は「源泉徴収票」、事業所得者は「確定申告書（第一表と第二表）」のほか、「所得証明書（課税証明書）」を必ず提出してください。また、所得証明書（課税証明書）は市役所等で交付を受けてください。

Q 3 長期療養者がいるが、領収書が一部見当たらない。どのように申請したらよいか。

A 3 授業料免除申請において記述する内容は、それを客観的に証明する書類等が必要となりますので、証明できる金額（領収書で確認できる金額）のみを記入してください。

また、控除の対象となるのは診療に係る金額のみであり、介護に係る費用、老人ホームの入所費などは対象外となりますので注意してください。

なお、高額療養費制度により、健康保険組合等から医療費の給付（還付）を受けた場合は、支払った医療費から給付金額を控除した金額が申請上の医療費となります。

Q 4 独立生計者として申請を希望している。国民健康保険は自分で支払っているが、親と同居している。この場合、独立生計者とみなされるか。

A 4 独立生計者とは、親の扶養に入っておらず、かつ、生計が異なる場合（別居している場合）に認定されます。したがって、この場合は独立生計者となりません。独立生計として申請する場合には、「住民票」及び「本人の健康保険の写し」と併せて父母の「所得証明書」を提出してください。

Q 5 前後期一括申請で申請したが、後期から給付型奨学金の奨学生として採用となった。この場合、どのように手続きをしたらよいか。

A 5 前後期一括申請については、前期に申請した内容（家計・家族構成等）が後期も変更とならないことが前提となります。したがって、後期分の授業料免除については、改めて申請をする必要があります。その際、申請書の右上「後期変更」欄に○を付けてください。

Q 6 前後期一括申請で申請したが、後期からアルバイトをすることとなった。この場合、どのように手続きをしたらよいか。

A 6 Q 5 と同様に前後期一括申請については、前期に申請した内容（家計・家族構成など）が後期も変更とならないことが前提となります。したがって 後期分授業料免除については、改めて申請をする必要があります。その際、申請書の右上「後期変更」欄に○

を付けてください。

Q 7 前期判定結果では全額免除となったが、後期判定では半額免除となることはあるのか。

A 7 授業料免除の判定は、前期と後期、それぞれに行います。また、授業料免除者は、学力基準及び家計基準の双方を満たした者の中から、授業料免除予算内で決定され、家計困窮度が高い者から順に全額免除、半額免除、1/4免除となります。したがって、前期と比較し後期に申請者数が著しく増加したことにより、家計困窮度の高い者が上位に増えれば、前期に全額免除であったとしても、後期で半額免除となる場合があります。

Q 8 前後期一括申請したのに、後期の判定結果は前期の判定結果と異なる結果となったが、理由を知りたい。

A 8 前後期一括申請は、前期分及び後期分の授業料免除の申請を一括して前期に申請できるものであり（後期分について申請を省略することができる）、前期分と後期分の授業料免除を一括して判定されるものではありません。

Q 9 前後期一括申請をしたが、諸事情により後期の申請を取り消したい。どのように手続きしたらよいか。

A 9 後期授業料免除申請期間内に、窓口はその旨を申し出て所定の用紙（変更届け）を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。

Q10 前期申請時に申請期区分を「前期」としたが、後期も申請するにはどのような手続きをしたらよいか。

A10 後期に家計状況等に変更がない場合は後期授業料免除申請期間内に、窓口はその旨を申し出て所定の用紙（変更届け）を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。なお、家計状況等に変更がある場合は後期に再度申請書の提出が必要です。

Q11 兄弟が他大学に在籍し、兄弟の授業料免除の判定結果と異なる結果となった。理由を知りたい。

A11 授業料免除は各大学で制度が異なります。よって、免除の判定結果が他大学に在籍している兄弟の判定結果と異なることがあります。

Q12 判定結果はどのように保護者に知られるか。

A12 判定結果については、掲示により申請者（学生）に連絡し、結果通知を窓口で手渡すこととなります。よって、保護者への判定結果の通知は行っていない。また、申請者以外の方の判定結果に関するお問合せについては、個人情報保護の観点からお応えできかねますので、ご了承ください。なお、授業料免除判定結果決定後、半額免除者、1/4免除者、不許可者の連帯保証人又は学生本人には、おって本学財務部経理課から授業料納入に関する案内が送付されますが、これは判定結果の通知ではありませんのでご注意ください。

Q13 やむを得ない事情により休学し、修業年限超過が1年を超えてしまっているが、申請はできるか。

A13 原則として認めていませんが、真にやむを得ないと認められる事情がある場合につい

ては申請を認める場合があります。所属部局の教務担当または高等教育推進機構④番窓口にご相談してください。

Q14 授業料免除の結果が不許可となった。理由を知りたい。（電話でのお問い合わせ）

A14 原則として、電話でのお問い合わせは個人情報保護の観点からお応えできかねますので、ご了承ください。申請者本人が窓口にてお問合せください。なお、学力基準不適合者からの申請、所得の高い世帯からの申請も少なくありませんので、申請の際には十分ご注意ください。